

## ロボット検定準会場申請について

一般社団法人ロボット技術検定機構

### ロボット検定準会場とは

ロボット検定事務局により認可された「ロボット検定実施が可能な試験会場」のことです。公開会場ではなく、認可団体の生徒が受験するための検定会場です。下記申請条件を満たすことが必須となります。

準会場は、ロボット技術検定機構が定めるロボット検定実施規定に則り、厳正に検定を行っていただく必要があります。

実施規定に違反した場合に生じる一切の責任は、申込責任者および登録団体が負うものとなります。

### ロボット検定準会場申請条件

以下の条件をすべて満たすことでご申請頂くことができます。

- ・ 公の施設、学校法人、又はスクール・教室を運営している団体であること。
- ・ 適正に試験を行うための建物、施設を保有し、適切な試験官を有すること。
- ・ 年2回以上検定試験を実施し、申し込み受験者数が各回5名以上になること。
- ・ ロボット技術検定機構の法人会員に加入すること。(年間3万円、更新制)
- ・ 当機構が実施する試験官講習を修了した試験官を最低1名選任し、試験実施日にその試験官が合否判定、採点、結果報告を行うこと。
- ・ 一般受験者を募集することはできず、受験者は準会場の生徒に限ること。
- ・ 準会場受験者の受験に関わる案内、手続き全般を責任持って行い、その中で発生する一切のトラブル及び準会場での事故・怪我等には準会場が責任を持って対応し、当機構は一切の責任を負わないものとする。
- ・ 書類申請認可後、当機構が実施する試験官講習を受講し、その講習を修了しない限り準会場として検定試験を実施することは出来ないこと。
- ・ 2年間にわたり1回の受験者数が5人未満であることが2回以上場合、あるいはロボット検定実施規定に反する運営が発覚した場合は、準会場の認可は取り消される。その際、法人会員費の払い戻しはされない。

## ロボット検定試験官認定条件

- ・ロボット検定 For EV3 検定の試験官は教育版レゴ® マインドストーム® EV3 を、ロボット検定 For WeDo 検定の試験官はレゴ® WeDo 2.0 を理解し、それを使用した指導経験があり、指導できる人物であること。
- ・登録試験官申請書の審査通過後、試験官講習を受講し、講習を修了した人物であること。

## 申請から登録完了までの流れ

- ①申請書類提出 下記4点を事務局までご郵送ください。
  - ・ロボット検定準会場申請書（指定フォーム）
  - ・登録試験官申請書（指定フォーム）
  - ・団体の資料。（団体の概要が分かる書類（パンフレット等）及び開講クラス・講座の内容が分かる資料）
  - ・予定試験会場の写真。（試験実施を想定したレイアウト（スクール形式）での会場写真を印刷したもの）
- ②事務局による審査
  - ・教室環境、試験官についての審査があります。
  - ・審査完了まで約2週間を頂きます。

※書類審査において認可が難しいと判断した場合は、お断りをさせて頂く場合がございます。
- ③試験官講習受講
  - 約2時間の試験官講習を受講して頂きます。講習はスカイプ等のライブで行います。
  - （内容）・受験者募集、申込み関わる手続き全般
    - ・試験官の心得、試験官業務全般、合否判定の仕方
    - ・採点業務全般
    - ・本部への報告業務全般
- ④法人会員申込み書・同意書提出・会員費納入
- ⑤準会場として登録完了

### 【書類提出先】

〒227-0063

神奈川県横浜市青葉区榎が丘 1-6 第二森野ビル 5F

一般社団法人ロボット技術検定機構事務局

以上